**変　更　理　由　書**

１．必要性があると判断した理由

※法第１３条第２項第１号関係

＊なぜ申出地の除外が必要なのか、その理由を詳細に説明してください

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

　　　※利用目的が住宅の場合は記入してください

　　　　①家族構成（　利用者本人（夫）・妻・長女・次女　　　　　）　計　人

　　　　②現在の住居

　　　　　　　⇒　賃貸（借家）・　持家　・　その他（　　　　　　　　　　　　）

２．緊急性があると判断した理由

※法第１３条第２項第１号関係

　　＊具体的な転用事業の実施計画があり、除外後、原則として６ヶ月以内に事業が実施さ

　　　れる緊急性があるか詳細に説明してください

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

３．適当性がある（規模が妥当である）と判断した理由

※法第１３条第２項第１号関係

＊除外の用途に対して、申出地の地形や利用目的から除外面積が必要最小限の規模であ

ることを詳細に説明してください

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
| 　 |
|  |
|  |
|  |

４．代替性がないと判断した理由

※法第１３条第２項第１号関係

＊なぜこの土地でなければならないのか詳細に説明してください

＊他に土地を所有していないか（農業振興地域以外の農地はないか）説明してください

　　※所有地一覧表を添付してください

＊候補地の選定にあたり、当該土地を選定した経緯を詳細に説明してください

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

５．確実性（他法令の許可見込みの有無）

※法第１３条第２項第１号関係

（１）農地法（農地転用の許可見込み）関係について、橋本市農業委員会事務局に相談を

　　行ったかどうか

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部局 | 橋本市農業委員会事務局 |
|  | 事前相談済み | 〈指摘事項等〉 |
|  | 事前相談していない | 〈事前相談をしていない理由〉 |
| 許可見込み | 可　・　不可 |

（２）建築基準法関係の建築確認について、伊都振興局建設部総務調整課建築グループに

相談を行ったかどうか

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部局 | 　伊都振興局建設部総務調整課建築グループ |
|  | 事前相談済み | 〈指摘事項等〉 |
|  | 事前相談していない | 〈事前相談をしていない理由〉 |
| 許可見込み | 可　・　不可 |

（３）中山間地域等直接支払制度交付金関係について、橋本市農林振興課に相談を行った

かどうか

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部局 | 　橋本市経済推進部農林振興課 |
|  | 事前相談済み | 〈指摘事項等〉 |
|  | 事前相談していない | 〈事前相談をしていない理由〉 |
| 許可見込み | 可　・　不可 |

（４）多面的機能支払交付金関係について、橋本市農林振興課に相談を行ったかどうか

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部局 | 　橋本市経済推進部農林振興課 |
|  | 事前相談済み | 〈指摘事項等〉 |
|  | 事前相談していない | 〈事前相談をしていない理由〉 |
| 許可見込み | 可　・　不可 |

（５）宅地造成規制法・橋本市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例関係

　　について、橋本市まちづくり課に相談を行ったかどうか

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部局 | 　橋本市建設部まちづくり課 |
|  | 事前相談済み | 〈指摘事項等〉 |
|  | 事前相談していない | 〈事前相談をしていない理由〉 |
| 許可見込み | 可　・　不可 |

（６）その他関係法令等について、関係する各監督官庁等に相談を行ったかどうか

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部局 | 　 |
|  | 事前相談済み | 〈指摘事項等〉 |
|  | 事前相談していない | 〈事前相談をしていない理由〉 |
| 許可見込み | 可　・　不可 |

〈注意事項〉

　１．（２）については、建築基準法に基づく建築物の建築確認、工作物の確認等について相談・協議等を行った内容について記入してください。

　　２．（３）については、中山間地域等直接支払制度交付金に関する相談・協議等を行った内容について記入してください。

　　３．（４）については、多面的機能支払交付金等に関する相談・協議等を行った内容について記入してください。

　　４．（５）については、宅地造成等規制法、橋本市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例に関する相談・協議等を行った内容について記入してください。

　　５．（６）については、その他関係法令等に関する相談・協議等を行った内容について記入してください。

６．農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないと判断した理由

※法第13条第２項第２号関係

　　＊申出地を除外した場合、土地利用の混在化が生じないかどうか（一団の農用地区域の縁辺部であるかどうか）説明してください

　　＊隣接農地耕作者の農地への出入を確保できるかどうか説明してください

　　＊高性能機械による営農や効率的な病害虫防除等に影響しないかどうか説明してください

　　＊隣接農地への日照や通風に影響がないかどうか説明してください

　　＊農地の地形的な連続性や農作業の効率性及び連続性を損なうものではないかどうか説明してください

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |